

第3回千歳市景観計画検討会議における質疑・意見に対する回答

1. 千歳市景観アドバイザーからの意見

Q1	12号周堤墓付近において外周境界線に張られているテープについて、低木や生垣の活用により自然に馴染む方法で境界形成されると望ましい。
A1	外周境界線につきましては、一時的な確認のため当該手法により行っているところであり、今後につきましては、その手法について検討してまいります。
Q2	色彩基準(案)では、色相の種類が多すぎると感じる。キウス周堤墓群のように樹木や草、土などの自然景観においては、赤紫系(RP)、青系(B)、青紫系(PB)という色相は馴染まない。
A2	景観重点区域として指定することを予定しているキウス周堤墓群及びその周辺の色相基準については、「北海道・北東北の縄文遺跡群」構成資産を有する自治体と同程度の基準とすることを基本とし、同基準(案)で地域説明会を行っているところであり、過度に厳しい制限とすることは考えておりません。 今後、地域住民の機運の高まり等により、要望があった場合には、変更などについて検討することを考えてまいりたいと思います。
Q3	2号、4号周堤墓から見える国道337号の柵や擁壁について、周囲の自然と馴染ませる色使いや素材の選択、つる性植物を用いた擁壁の隠蔽などの手法を取り入れ、景観の向上を図ることが望まれる。
A3	国道を所管している北海道開発局にどのような対応が可能であるか相談させていただくこととします。

2. 委員からの質疑

Q1	景観重点区域内の私有地の登記簿上の所有者は何名か。
A1	登記簿上の所有者は、20名(法人を含む)となっております。
Q2	法の規制等について、承諾書の代わりに登記簿に記載することができるのではないかと。
A2	法務局に確認したところ、条例の制限について、登記簿に記載することはできないとのことであった。

3. 検討事項

	埋蔵文化財センターの見学について
	埋蔵文化財センターの見学については、次回以降に検討することとしておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の状況から、今回の会議では行わないことといたしました。 今後、状況を見ながら実施について検討させていただきます。